

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫第一棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和元年10月8日（火）10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松井安全審査官、高木技術参与

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当3名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき以下の説明があった。
 - 大型廃棄物保管庫の設置に伴い、実施計画Ⅲ章の保安に係る措置を変更する。主な変更点は以下のとおり。
 - ✓ 第1編第5条 保安に関する職務 において、固体廃棄物グループの職務に同保管庫の管理に関する職務を追加する。
 - ✓ 第1編第40条 汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理において、処理設備 GM は、吸着塔等を貯蔵する際には表面線量率を測定することを追加する。
 - ✓ 第1編第42条の2 放射性気体廃棄物の管理において、放出箇所大型廃棄物保管庫を追加し、測定項目等を定める。
- 原子力規制庁は、上記説明内容を確認した。

6. その他

資料：

- 大型廃棄物保管庫の設置に係る実施計画の変更について